

# 専門実践教育訓練明示書 (1/3)

講座の名称															
実施方法	① 通学 ( 昼間 <b>夜間</b> 土日 )					② 通信 <b>スクーリング</b> (1科目授業回数7回~15回)									
指定講座番号	4	8	2	5	8	—	2	1	1	0	0	1	—	7	
講座の創設年月日	平成30年 4月 1日			令和6年 3月 31日まで			過去一年の講座実績			入講者数(11人)			修了者数 (10人)		
訓練期間	12ヶ月					総訓練時間					900時間				
1. 教育訓練目標															
①取得目標とする資格の名称、目標レベル							<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( 文化教養・専門課程 ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( )								
							教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 ・CGエンジニア検定(ベーシック) ・映像音響処理技術者資格								
②①に係る資格・試験等の実施機関名称							・【CG-ARTS協会】公益財団法人 画像情報教育振興協会 ・【JPPA】一般社団法人 日本ポストプロダクション協会								
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等							なし								
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況							映像制作分野における「コンポジット」、「VFXアーティスト」、「映像クリエイター」を主とし、「CGクリエイター」系業務に携わることが可能。業界としては、映像編集系プロダクションやCG制作会社を始め、映像制作全般を扱う企業にも活用される。								
2. 教育訓練の内容															
教科 (カリキュラム)							時間			使用教材名					
コンポジット演習 I							90								
コンポジット演習 II							90								
特撮VFX撮影実習(短期集中講座)							90								
グラフィックソフト							60								
デジタルコンポジット I							60								
デジタルコンポジット II							60								
デジタルコンポジット III							60								
デジタルコンポジット IV							30								
3DCG I							60								
3DCG II							60								
3DCG III							60								
ビデオエンジニアリング							30			「ポストプロダクション技術マニュアル」(第8版)					
JPPA対策講座							30			「映像音響処理技術者資格認定試験問題集」(2020年度版)					
CGエンジニア検定対策講座(短期集中講座)							30			「ビジュアル情報処理-CG-画像処理入門」(改訂新版)					
就職講座							30			「自分で動く就職」2021年版					
特別講座							30								
インターンシップ(短期集中講座)							60								
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)															
①受講するに当たって必要な実務経験等							なし								
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準							●大学・短期大学・高等専門学校・専門学校(修業年限2年以上)の卒業生、及び翌年3月までの卒業見込者 ●大学2年次修了者、及び翌年3月までの修了見込み者(大学3年次以上に在籍予定者を含む)※大学とのダブルスクールは、本科の授業履修などに影響が出ない状況であることが条件。※本科は、在留資格「留学」のビザは取得できませんが、既に他の目的の在留資格をお持ちの留学生は出願可能。								
③その他							特になし								

〔特記事項〕

# 専門実践教育訓練明示書 (2/3)

## 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

### (1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	10	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	11	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)	%	
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)	%	
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	8	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	1	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

### (2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		10	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		人		
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)	8	人	8	
	4 非就業		2	人	②B: 非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人		
	3 社内外の評価が高まる		人		
	4 円滑な転職に役立つ	5	人		
	5 趣味・教養に役立つ	3	人		
	6 その他の効果		人		
	7 特に効果はない		人		8
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	2	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果		人		
	6 特に効果はない		人		2
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	2	人		
	4 就職していない		人		2
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	9	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	1	人		
	3 どちらとも言えない		人		10
	4 やや不満		人		
	5 大いに不満		人		

### (3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

一連のVFX映像作品制作を習えるのは貴重である。(合成用映像撮影～PC上における仕上げまで一貫して制作できること)短期間でもあるため在学中に就業できるものと、卒業後に就業を目指すものがある。卒業後の場合は、就学中に習得した技術を駆使し作品を制作し、その成果を持って就業に役立っている。

## 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合)	演習、課題提出
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

## 専門実践教育訓練明示書 (3/3)

<b>6. 受講効果の把握方法</b>																		
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	認定基準①授業科目の2/3回以上の出席が必要。 認定基準②試験、課題・レポート提出によって行う。ただし実習は、平素の成績によって認定することがある。																	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	演習及び課題提出により把握している。																	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	年間800単位時間以上取得した者に対し終了を認定する。																	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位時間数を取得すること。																	
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>																		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	講義において、都度理解度を確認し個別に助言をすることで、弱点補強指導を行っている。																	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 <small>(例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</small>	業界的には資格が必須条件ではないが、関連する資格取得に関しては対策講座を設けており、本人の意志で受験が可能としている。就職に関しては、就職講座を開講し関連企業を紹介している。また、個別でのキャリアカウンセリングを担当職員が実施している。																	
<b>8. その他の事項</b>																		
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 東放学園	(代表者名: 齊藤 晃)																
住所及び連絡先	東京都杉並区2-4-1	TEL	03-3378-7538															
施設名称及び施設長名	東放学園映画専門学校	(施設長: 関谷 信浩)																
住所及び連絡先	東京都新宿区西新宿5-25-8	TEL	03-5333-5080															
苦情受付者	氏名 塩田 陽一 所属 教務教育部	事務担当者	氏名 蒲田 直樹 所属 学務管理部															
連絡先	TEL 03-5333-5080	連絡先	TEL 03-5333-5080															
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		776,346 円															
支払い方法  ① 一括払  ② 分割払  <b>③ 両方可</b>	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		200,000 円															
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;"></td><td style="width: 50%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第1期</td><td style="text-align: right;">292,346 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td style="text-align: right;">284,000 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">(うち、必須教材費 8,346 円)</td></tr> </table>		円	第1期	292,346 円	第2期	284,000 円	第3期	円	第4期	円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 8,346 円)	
	円																	
第1期	292,346 円																	
第2期	284,000 円																	
第3期	円																	
第4期	円																	
第5期	円																	
第6期	円																	
(うち、必須教材費 8,346 円)																		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		182,810円															
	① 任意の教材費 (税込額)		0 円															
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円															
	③ 施設維持費 (税込額)		150,000 円															
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		32,810 円															
※募集要項記載額に卒業諸経費約¥20,000、教科書代¥8,346を追加した総額⇒	3. 総額 (1+2) (税込額)		959,156 円															

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正にご利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補修教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点で未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要となります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。